第十号様式　（平二二総省令三六・一部改正）

その一

表

折目

何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票

（市）（区）
町（村）選挙
管理委員会印

折目

裏

〇注意

一　合併協議会設置協議について賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。

二　他のことは書かないこと。

備　考

一　この様式は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五条第三十二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条第一項の規定による投票の場合の様式である。

二　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　投票用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十二条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第五条第二項の規定による様式に準じて調製するものとする。

その二

表

折目

何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票

（市）（区）町（村）選挙管理委員会印

裏

○注意

一　合併協議会設置協議について賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。

二　○のほかは何も書かないこと。

折目

賛成	反対

備考

一　この様式は、法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票の場合の様式である。

二　用紙の紙質及び用紙に押すべき市区町村選挙管理委員会の印については、その一に準ずる。